

一般社団法人 表面技術協会 表彰規程

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人表面技術協会（以下「本協会」という）所務規程第3条に基づき、材料表面に関する学理および技術の進歩普及を図るため、本協会が行う表彰について定める。

(区 分)

第2条 表彰は一般表彰および特別表彰とし、一般表彰は毎年1回定期的に行い特別表彰は臨時に行う。

(一般表彰の種類)

第3条 一般表彰の種類は協会賞、功績賞、論文賞、技術賞、進歩賞、技術功労賞ならびに優秀講演賞および学術奨励講演賞、学生優秀講演賞とする。

(協会賞)

第4条 協会賞は、本協会会員であって、表面技術の学理および技術の進歩発展に顕著な貢献をした者を表彰する。

(功績賞)

第5条 功績賞は、前年の12月31日現在本協会の65歳以上の個人正会員で、永年にわたり協会の事業発展に貢献した者を表彰する。

(論文賞)

第6条 論文賞は、前年度における本協会誌に掲載された優秀な論文を表彰するもので、論文賞Ⅰおよび論文賞Ⅱからなる。

- (1) 論文賞Ⅰは、表面の科学および技術に関する優れた学術的な論文を対象とする。
- (2) 論文賞Ⅱは、新しい技術およびその可能性を追求する論文とする。
- (3) 本協会個人正会員・学生会員または団体正会員に所属する者が投稿した論文であること。

(技術賞)

第7条 技術賞は、表面技術の進歩発展に寄与した本協会会員の優秀な技術を表彰する。なお、原則として顕著な他の賞をうけていないこと。

(進歩賞)

第8条 進歩賞は、表面に関する学理および技術の進歩に貢献する前年の12月31日現在、35歳以下の若手会員の業績を表彰する。

(技術功労賞)

第9条 技術功労賞は、団体正会員の事業所に永年勤務し、熟練した技量または卓越した技術により表面技術の発展に貢献した者を表彰するもので、次による。

- (1) 授賞の年の前年の12月31日現在、満50歳以上であること。
- (2) 通算20年以上実務に従事した者。

(優秀講演賞)

第10条 優秀講演賞は、秋季講演大会の口頭講演において、応募のあった講演大会の当該年の4月1日現在40歳以下の会員の中から、優秀な講演者を表彰する。なお、以前に優秀講演賞を受賞したものは、受賞対象としない。

(学生優秀講演賞)

第11条 学生優秀講演賞は、秋季講演大会の口頭講演において、応募のあった学生会員の中から、優秀な講演者を表彰する。なお、以前に学生優秀講演賞あるいは優秀講演賞を受賞したものは、受賞対象としない。

(学術奨励講演賞)

第12条 学術奨励講演賞は、春季講演大会のポスターセッションにおいて、応募のあった講演大会の当該年の4月1日現在30歳以下の会員または学生会員の中から、優秀な発表者を表彰する。なお、以前に学術奨励講演賞を受賞したものは、受賞対象としない。

(表彰対象数)

第13条 各表彰の年度対象数は、原則として次の通りとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 協会賞 | 毎年1名以内 |
| (2) 功績賞 | 毎年2名以内 |
| (3) 論文賞 | 毎年4件以内 |
| (4) 技術賞 | 毎年3件以内 |
| (5) 進歩賞 | 毎年2名以内 |
| (6) 技術功労賞 | 毎年10名以内 |
| (7) 優秀講演賞 | 毎年3名以内 |
| (8) 学生優秀講演賞 | 毎年5名以内 |
| (9) 学術奨励講演賞 | 毎年10名以内 |

(表彰内容)

第14条 協会賞は賞状および副賞とする。功績賞、論文賞、技術賞、進歩賞、技術功労賞、優秀講演賞、学生優秀講演賞、学術奨励講演賞は賞状のみとする。

(選考委員会)

第15条 表彰の推薦・選考等は、優秀講演賞ならびに学生優秀講演賞および学術奨励講演賞を除き、各賞の選考委員会を設けて行い、その運営はそれぞれの内規に定める。

(授賞の決定)

第16条 表彰の選考委員長は、授賞候補を理事会に提案し、理事会は選考委員会が推薦した授賞候補の中から、当該年度の授賞対象を決定する。但し、優秀講演賞ならびに学生優秀講演賞および学術奨励講演賞については、学術委員会で選考し、それぞれ授賞者を決定する。

(授賞式)

第17条 表彰の授賞は、通常総会または講演大会において行う。

付 則

1. 第3条、第8条の2、第10条、第12条および第13条の学術奨励講演賞に係わる改正は平成6年11月18日から施行し、平成6年7月15日から適用する。

付 則

1. 第9条および第10条(7)の功績賞に係わる改正は、平成7年7月14日から施行し第46期の表彰から適用する。
2. 第1条の一部を改正する規則は、平成7年7月14日から施行し、平成8年2月23日から適用する。

付 則

1. 第10条の優秀講演賞に係わる改正は、第100回講演大会から適用し、その他の改正は平成11年11月12日から適用する。

付 則

1. 第6条(1)および(2)の論文賞に係わる改正は、平成19年2月8日から施行し、第58期の表彰から適用する。

付 則

1. 第3条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条および第16条の学術奨励講演賞および学生優秀講演賞に係わる改正は、平成24年2月10日から施行し、第63期の表彰から適用する。

付 則

1. 第10条、第11条および第12条の優秀講演賞、学生優秀講演賞および学術奨励講演賞に係わる改正は、平成30年2月15日から施行し、第138回講演大会の表彰から適用する。